

## 滋賀県障害者プラン【改定版】重点施策（H30年度～R2年度）平成30年度の進捗状況

分野	主な実績	主な成果
1. 発達障害のある人への支援の充実	<p>①発達障害者の支援体制の充実 滋賀県発達障害者支援地域協議会において、支援がうまく引き継がれた10件の好事例を冊子にまとめ、支援機関等へ提供した。</p> <p>②学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実 県発達障害者支援センターによる人材育成、専門的支援のほか、認証発達障害者支援ケアマネージャーによる福祉圏域での活動により、発達障害者への専門的支援、事業所等への助言、支援関係者のスキルアップのための研修会を実施した。</p>	<p>①滋賀県発達障害者支援地域協議会での意見交換を通じて、教育、医療、労働、福祉等における現状と課題を共有できた。支援における共通の課題として明らかになった発達障害のある本人および保護者の障害に対する理解と受容については、今後取り組む発達障害者の家族支援事業や大学における支援体制の充実に関する事業で対応を検討していく。</p> <p>②一次支援を担う市町の発達支援室・センターにおいては学齢期までの支援が中心となっていることから、認証発達障害者支援ケアマネージャーによる二次支援、県発達障害者支援センターによる三次支援を通じた学齢後期から成人期における重層的な支援体制の構築を図った。</p>
2. 障害のある人への就労支援の促進	<p>①農業分野での就労拡大に向けた農福連携の推進 【農福連携の事例集の作成・配布 1,000部】 【働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度創設 認定6件】</p> <p>②就職や職場への定着が困難な障害者および就業経験のない障害者に対し、働き・暮らし応援センターにおいて、職場開拓や継続就労に重要となる日常生活上の支援を実施した。 【就労者数 H30:433名】</p> <p>③知的障害者が介護職等の就労に結びつくよう、介護技能等や就労に必要な知識の習得や介護事業所等における実習等の研修を実施するとともに、介護事業所職員向けに障害特性の理解等についての研修を行い障害者雇用受入れ側の環境整理を併せて実施した。 【研修修了認定者数 H30:12名】 【事業所職員向け研修開催回数 H30:1回】</p>	<p>①就労支援事業所等を利用する障害者の仕事の確保に向けて、専門家による事業所への経営・業務改善支援、就労支援を行う職員の支援技術の向上のための研修、農業分野との連携等を通じて、障害者の就労収入の増加を図った。</p> <p>②障害のある人の就労支援により、平成30年度は166人が福祉施設利用から一般就労へ移行した。法定雇用率2.2%に対し、平成30年6月1日時点の県内民間企業の実雇用率は2.23%であり、前年の2.13%から前進している。</p> <p>また、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わったことから、精神障害者の職域拡大に向けて、精神障害者の介護事業所等での就労を進めるための研修プログラムの検討・実施に取り組む。</p>
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実	<p>①重度障害者地域包括支援事業において、支援員を加配し重症心身障害者や強度行動障害者を受入れている事業所等に対し、市町と補助を行うとともに、強度行動障害支援者養成研修を実施し、支援人材の育成を図った。 【強度行動障害支援者養成研修開催回数:基礎3回、実践2回】</p> <p>②平成27年度に「障害高齢者支援研究会議」を設置し、支援現場での課題等の検証や事例集約、具体的な支援方策の検討を行ってきたところであるが、これらを踏まえ、「滋賀県の高齢障害者に対する支援の現状と今後を考えるフォーラム」を開催した。 【平成31年2月18日開催 来場者:118人】</p>	<p>①重症心身障害者や強度行動障害者が地域生活を継続できる支援体制の充実を図ることができた。 【H30強度行動障害支援者養成研修修了者数:基礎234人、実践100人】 【強度行動障害者特別支援事業加算対象者数:H29:60人→H30:78人】</p> <p>②多様な関係機関から来場していただき、滋賀県における高齢障害者支援の現状や課題、それに対する支援方策の方向性を共有することができた。</p>

分野	主な実績	主な成果
4. 精神障害のある人への支援の充実	<p>①うつ病対策の一環として、かかりつけ医を対象とした対応力向上の研修を開催した。 【研修参加医師数 H27:32名、H28:22名、H29:24名、H30:55名】</p> <p>②退院可能な入院患者の地域移行と安心・安定した地域定着のための支援を図るため、各障害保健福祉圏域ごとに、医療機関や地域事業者等による協議の場を設置した。 【協議の場設置 H27:0圏域、H28:3圏域、H29:3圏域、H30:4圏域】</p>	<p>①入院後1年時点の退院率の向上につながった。 【退院率 H27:82.7%、H28:93.0%】</p> <p>②精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数の減少につながった。 【退院者数 H26:452名、H29:383名】</p>
5. インクルーシブ教育の推進	<p>①小・中学校に看護師等を配置する市町への経費補助を行った。</p> <p>②モデル地域の小、中学校にLDアドバイザーを派遣し、発達障害のある子どもへの支援の充実を図った。</p> <p>③県立高校に巡回指導員を派遣し、個別の教育支援計画の作成・活用や校内体制の整備について助言を行った。</p> <p>④県立高校の肢体不自由や発達障害等の生徒に対し、生活介助や学習支援を行う支援員を配置した。</p> <p>⑤インクルーシブ・プログラム推進モデル事業を実施した。</p>	<p>①地域の小・中学校等で学ぶ障害のある児童生徒に対する支援体制の強化を図ることができた。</p> <p>②個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率が上昇した。</p> <p>③巡回指導員を派遣することで、高等学校の特別支援教育の専門性の向上につながった。</p> <p>④支援員の配置により、障害のある生徒が安心、安全な学校生活を送ることができた。</p> <p>⑤特別支援学校と小・中・高等学校の児童生徒が一緒にスポーツを体験する中で、交友関係を深める契機となった。</p>
6. 障害のある子どもへの支援の充実	<p>①障害のある子どもが利用する事業所等の整備が進んだ。 【指定障害児通所支援事業所数 H28:150事業所、H29:181事業所、H30:207事業所】</p> <p>②医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携の強化や支援の総合調整を行うコーディネータの役割等の検討を行うために、医療的ケア児・者に関する協議会を開催した。【開催回数 H29:2回 H30:2回】</p>	<p>①障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場の拡充を図ることができた。</p> <p>②医療的ケア児者に対する支援体制等に関する現状と課題等の整理と関係者間での課題認識の共有を図ることができた。</p>
7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築	<p>①地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークの構築・高度化に向け、7圏域それぞれにアドバイザーを設置し、圏域関係者の調整・指導の広域的支援を行うことにより、相談支援体制を中心とした地域の支援体制の整備を行った。</p> <p>②障害者の地域における自立支援に関する相談支援にあたるスーパーバイザーを設置し、県域の生活支援・就労支援等に関する専門的相談支援の関係機関・事業者のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行った。</p>	<p>①各圏域のアドバイザーが地域自立支援協議会等に参加し、相談支援に係る技術的アドバイスをを行うことにより、地域自立支援協議会の機能を充実させることができた。</p>

分野	主な実績	主な成果
8. 障害者のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進	<p>①障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめるよう、県内の総合型地域スポーツクラブへの委託によりスポーツ教室を開催するとともに、三雲養護学校の体育施設を休日開放し、近隣の知的障害の方を中心に軽スポーツ教室を開催した。また、障害者スポーツ推進事業実行委員会を設置し、スポーツ教室を運営する上での課題やニーズなどを分析し、その結果を報告書としてとりまとめ、事業未実施の地域で共有した。</p> <p>【スポーツクラブへの委託 H27:3、H28:7、H29:9、H30:9】  【養護学校でのスポーツ教室の開催 H28:5回 H29:12回 H30:5回】</p> <p>②障害者アート作品の公募展の開催、ボーダレスアートミュージアムNO-MA企画展の開催、障害者芸術文化活動支援センターによる作家の権利保護等に関する相談支援・研修会等の実施、障害者の音楽・ダンス等の表現活動の支援等を実施した。</p> <p>【公募展への応募者数 H30:275人】  【音楽等表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成 H30:23人】</p>	<p>①障害のある方がスポーツにとりくむ機会の拡大につながった。また、障害福祉サービス事業所への事業説明や、事業未実施の総合型クラブへの事例共有などにより他のクラブへの意識啓発や、障害者スポーツに取り組むきっかけづくりにつなげることができた。</p> <p>②発表の機会づくりや支援者の研修等を通じて、障害者の造形活動、音楽等表現活動の裾野を広げることができた。新たに、障害のある人が芸術を鑑賞する機会の拡充に向けた文化施設関係者や福祉事業所の職員を対象にした研修等に着手したところであり、文化施設関係者との連携を強化しながら継続して取り組んでいく。</p>
9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上	<p>①障害のある人のIT利用の促進のため、ITサロンを設置・運営するとともに、移動が困難な人が自宅でIT機器の利用技術を習得できるようパソコンボランティアを派遣した。</p> <p>【障害者ITサロン設置 8か所】  【パソコンボランティア派遣回数 H30:1,299回】</p> <p>②滋賀県障害者施策推進協議会に「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」を設置し、条例の必要性について検討を開始した。</p> <p>【小委員会第1回会議 平成31年3月26日】</p>	<p>①パソコン等で文書・グラフ作成を行うための操作に関するアドバイス、視覚障害者向けソフトの操作サポート、スマートフォンやタブレット等の体験などを通じて、障害のある人のIT利用の促進を図った。</p> <p>②障害のある人の意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上につながるよう、引き続き「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」で検討を進める。</p>
10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組	<p>①すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成30年6月5日に滋賀県社会福祉審議会から条例の骨格について答申を受けた後、主に以下の2点の取組を通じて県民等のご意見を伺いながら条例案づくりに取り組んだ。</p> <p>【条例タウンミーティングの実施:7か所、延べ参加者数546名】  【条例要綱案に対する県民政策コメントの実施:意見件数93件】</p> <p>②差別解消の取組の効果的かつ円滑なネットワークを構築するため障害者差別解消支援地域協議会を開催するとともに、平成29年4月から配布を開始しているヘルプマークの普及・啓発に努めた</p> <p>【協議会の開催:全体2回、部会2回】  【ヘルプマークの配布 H29:1,978個 H30:3,186個】</p>	<p>①滋賀県議会平成31年2月定例会議で「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が可決・制定され、共生社会づくりに向けた取組の一歩とすることができた。</p> <p>②障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて障害者差別解消に向けた情報共有や関係者のネットワーク強化を図るとともに、協議会に新たに部会を設置し、事例の深堀や条例制定後の運用等について意見を伺うことができた。</p>